

## ○カドミウムに関する基準が強化されます

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等が一部改正され、カドミウムに関する基準が強化されます。これにより、これまで産業廃棄物であったものが特別管理産業廃棄物に該当する場合があります。また、最終処分場にかかる基準が強化されます。

施行日：平成 28 年 3 月 15 日

### ◆特別管理産業廃棄物の判定基準

	現 行	改正後
燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん等 (溶出濃度)	0. 3mg/ℓ	0. 09mg/ℓ
廃酸、廃アルカリ (含有濃度)	1 mg/ℓ	0. 3 mg/ℓ

### ◆埋立処分基準

	現 行	改正後
遮断型の処分が必要なもの (溶出濃度)	0. 3mg/ℓ	0. 09mg/ℓ

### ◆最終処分場の排水基準等

	現 行	改正後
管理型最終処分場の排水基準	0. 1 mg/ℓ	0. 03 mg/ℓ
最終処分場の周縁地下水及び 安定型最終処分場の浸透水の基準	0. 01mg/ℓ	0. 003mg/ℓ